

個別施策3 地方分権の推進

取組状況・成果

【地方分権の推進】

- 区では、都区制度改革や地方分権改革の取組の中で、住民に最も身近な基礎自治体としての特別区が“自己決定・自己責任”に基づく自立した行財政運営が行えるよう、権限と税財源の移譲に取り組んでいます。
- 都区制度改革に関しては、都から区へ移管する方向の53項目について検討を進めるとともに、移管に伴う財源移譲について東京都に要望しています。
優先課題となっている児童相談所のあり方等の児童相談行政について、児童相談所の特別区移管後の運営や人材育成のあり方等に関する、具体的な「特別区児童相談所移管モデル」を東京都に提示し、早期移管に向けて働き掛けてきました。
- 地方分権改革に関しては、「基礎自治体への権限移譲」や国からの「義務付け・枠付けの見直し」などについて、特別区長会等を通じ、国への要望や提案等の機会を活用して働き掛けています。
- 区民、議会、区の三者によって、新宿区の自治のあり方の基本原理、基本原則を明らかにする自治基本条例を、平成22年10月に制定しました。
- シンポジウムの開催やハンドブックの作成配布等により、自治基本条例の区民への周知を図りました。

現状・課題

【地方分権の推進】

- 地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体の権能を充実していくことが必要です
- 都区制度については、権限と税財源の移譲を着実に推進していく必要があります。
- 地方分権については、地方分権一括法に基づく法令改正等について、適切に対応する必要があります。
- 平成25年度に実施した区民意識調査では、自治基本条例の認知度が低いことが明らかになりました。このため、自治基本条例の認知度を高めていく取り組みが必要です。



目指すまちの姿・状態（目指す区政運営）

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していきます。

施策の方向性

【地方分権の推進】

- 基礎自治体である新宿区が地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、国や都との適切な役割分担に基づいた権限と税財源の移譲を着実に推進していきます。
- 自治基本条例の理念を踏まえ、地域のことは地域が責任をもって自ら考え、決め、実行するといった「自治のまち新宿」のさらなる推進に取り組みます。

【都区制度改革】

特別区は市町村と同じ地方自治法上の「基礎的な地方公共団体」に位置付けられていますが、事務分担や税財政制度が通常の市とは一部異なっています。

例えば、特別区の区域内では、市が行う事務の一部（上水道、下水道、消防、都市計画決定に関する一部の事務）を東京都が行っています。また、地方税法の特例により市税の一部（市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）を都税として東京都が徴収し、このうち一定割合を特別区に配分する仕組み（都区財政調整制度）が設けられています。

特別区では、これからの分権時代にふさわしい新たな都区制度の実現を目指し、自治権の拡充と自主性・自立性の強化に取り組んでいます。

【国・都への要望】

特別区長会では区民生活の向上のため、国・都に対して様々な要望を行っています。

（主な要望）

- 分権改革の推進
- 治安対策の強化
- 災害対策の充実
- 就労支援対策の推進
- 中小企業対策の充実
- 子育て支援策の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者施策の充実
- 介護保険制度の充実
- 医療体制の充実と整備
- オリンピック・パラリンピック支援策の充実
- など